

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南幌町は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

南幌町長

## 公表日

平成27年5月27日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、軽自動車等の購入・譲渡・抹消等により発生する軽自動車税額の算出と賦課、税額の減免等事務を行っている。また、住民からの申請により、標識の交付や登録、標識交付証明書・廃車済書の発行を行っている。</p> <p>南幌町では、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①軽自動車税の賦課・減免・徴収事務 ②標識の交付事務 ③標識交付証明書・廃車済書の発行事務 ④地方税法に基づく調査</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	①Reams.Net(軽自動車税) ②団体内統合利用番号連携サーバー ③中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)軽自動車税ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠):なし ※軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 松浦 文雄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南幌町役場 税務課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-378-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南幌町役場 税務課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-378-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人以上1万人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

